

留学生のための情報倫理 —教材の国際化をめぐる問題点—

湯下 秀樹⁺¹⁺² 江見 圭司⁺² トム 忍足⁺²

概要: 異文化間の規範意識の違いがどのようなものであり、その差異が教育効果にどのような影響を与えるのか調査し、留学生に対する情報倫理教育上配慮すべき点を考察する。

キーワード: 情報倫理, 留学生, 文化, サピア=ウォーフの仮説, 規範意識, 世間,

Education of Computer Ethics For Foreign Students - Beyond normative consciousness among cross cultures

HIDEKI YUSHITA⁺¹⁺² KEIJI EMI⁺¹⁺² TOM OSHIDARI⁺¹

Abstract: By investigating how the differences in normative consciousness between different cultures are and how the difference affects educational effect, and we consider the points to accomplish the effective information ethics education for international students.

Keywords: computer ethics, foreign student, culture, normative consciousness, Sapir-Whorf hypothesis, SEKEN

1. はじめに

現在、18歳人口の減少の一方で、多くの高等教育機関において、留学生受け入れが行われているが、それにあわせて、文化・生活習慣の違いなどから、留学生が各種のトラブルに巻き込まれる事態も増加しており、その対応が喫緊の課題となっている。

筆者らは、京都情報大学院大学において、留学生向けの情報倫理教育の授業を行っており、その実践に基づき、「留学生のための情報倫理教育」の方法の提案を含む発表を行ったところである。[1]その際には、異文化間では規範意識が異なることを所与の前提として論じた。今回はさらに、観察やアンケートの実施結果等に基づき、(1)異文化間で規範意識がどのように違うのかを論じる。さらにその差異を前提として、(2)留学生に対して規範教育を行った場合の効果を論じ、どのように「留学生のための情報倫理教育」を行うべきかについて考察を深めたい。

2. 文化・規範意識の差異について

2.1 サピア=ウォーフの仮説

筆者らは、留学生に対する情報倫理教育を行う際には、文化の差異を認識することが重要であると考えている。文化が異なれば、規範意識も異なり、日本流の倫理教育では意図が伝わらない可能性もあると考えられるからである。まず「文化」の意義について確認すると、アメリカの人類

学者ラルフ・リントンによれば、文化とは「社会の全生活様式を指す」ものであり、その定義として、「一文化とは、習得された行動と行動の諸結果との综合体であり、その構成要素が或る一つの社会のメンバーによって分有され伝達されているものである」[2]とされている。即ち、文化とは、ある集団・社会でメンバーによって共有されている特有の行動パターンともいべきものであり、社会が変われば文化も異なって当然ということになる。

さらに文化の差異を生み出す大きな要因として、言語の違いがあるとの説がある。サピア=ウォーフの仮説といい、この仮説によれば、「言語と経験の関係について、言語は「得られた経験を指して示すというだけではなく、われわれに対して、現実に経験を規定するという働きを持つ」[3]とされる。サピアは次のようにも述べている。「人間は自分たちの社会にとって表現の手段となっているある特定の言語に多く支配されているのである。基本的に言語を使うことなく現実に適応することが可能であると考えたり、言語は伝達とか反省の特定の問題を解くための偶然の手段にすぎないと思ったりするのは全くの幻想である。事實は「現実の世界」というものは、多くの程度まで、その言語集団の習慣の上に無意識的に形づくられているのである。2つの言語が同一の社会的現実を表わすと考えてよい位似ているということはあるにない。住みついている社会集団が違えば世界も異なった世界となるのであり、単に同じ世界に違

った標識がつけられたというものではないのである。」[4]

2.2 わかりにくい日本の表現

サピア＝ウォーフの仮説に立てば、文化の差異を考える際に、言語の違いを捉えることが重要となるであろう。そこで、今回、留学生から見た日本文化がどのようなものであるかを把握するために、「情報倫理特論」の受講生である留学生に「日本語の表現でわかりにくいもの、あるいは母国語にはない表現があれば挙げなさい」とのアンケートを実施した。その結果、様々な回答があったが、代表的なものを幾つか挙げる。

回答例 1

「コンビニでアルバイトをしている時、お客様にレジ袋があるかいないか質問します。あるお客様は「いいです。」と返事する。私はそれを「欲しい」「いります」に理解しました。しかし実はお客様の「いいです。」は「いません。」の意思です。」

回答例 2

「日本語には曖昧さがある。中国語には敬語、丁寧語がありません。直接的な言葉が多いです。」

回答例 3

「中国語にはそもそも「ただいま」「お帰り」に相当する言葉がないです。習慣や概念自体が無いのですから、言葉も勿論存在しないです。」

回答例 4

「日本語の「よろしくお願ひします。」は日本人にとっては、重要な文章です。ですが、中国語に置き換えるとなると、適当な語がないです。この発想自体が日本語特有のもので、中国には発想がないと考えられる。」

回答例 5

「日本語を勉強すると「一生懸命」という言葉はよく使われる。中国語には、そういう言い方はない。」

回答例 6

「日本語では、あいまいな言葉が発達しています。理解しにくいと思います。例えば、「ではないでしょうか。」「じゃないかと思ひますけど」「とも言えるような気がしひます」

日本語の特徴として「曖昧」を挙げる留学生が相当数見られた。「曖昧」あるいは「婉曲」な表現は、確かに日本語に多いと言えるだろう。回答例 1 にある「いいです。」は、断る際の表現であるが、否定的な表現である「いません」を避けて、婉曲に否定する語法は、確かに留学生にはわか

りにくく曖昧に映るかもしれない。

また母国語に、対応する語や表現がない場合も少なくないことがわかる。「よろしくお願ひします」「ただいま」「一生懸命」などの日本人にとっては、ごく当たり前の表現が、留学生にとってはわかりにくい場合もあることがアンケート結果から明らかとなった。「習慣や概念自体がない」「発想自体が日本語特有」といった回答は、サピア＝ウォーフの仮説を裏打ちするものといえるだろう。日本人にとって当たり前の表現が、留学生にはわかりにくい表現とされている結果は非常に興味深い。

2.3 日本人の規範意識・「世間」について

また授業において留学生に日本人のイメージについてのアンケートを実施しており、つぎに典型的な例を 2 つ挙げる。

回答例 1 (中国人)

「私は自由な生活が望ましいです。ルールあるいは法律が社会に存在すると、どんな自由も不自由になります。先生はそういう感覚がありますか？特に、日本の生活。例えば、夜に自転車はライトを付けてなくて走ることは違法です。私には想像できません。自宅で大きな声で話すと、隣の部屋の日本人は警察に通報して、警察官はすぐにやってきます。とんでもないルールがいっぱいあります。」

ルールや法律は、勿論中国にもあるわけだが、この留学生は日本のルール・法律による規制は過剰と映るようであり、日本の社会を不自由なものと感じている。確かに中国に行くと、人々は思い思いに振舞っている姿を見かけることが多く、この中国人留学生のいう「自由」も理解できない。このような感覚を有する留学生に対して、そのまま日本のルール・規範を伝えて遵守を促したとしても、従わせることは無理であろう。

回答例 2 (スリランカ人)

「私の経験上、日本の人々は、他人に迷惑をかけないように心掛け、静謐な環境を生み出している。一方、スリランカでは、とても騒がしく、いつも活気に満ちている。」

この観察のとおり、確かに日本人は、他人に迷惑をかけないように静かに振舞うのが通常である。それに対して、外国人観光客が大きな声で気ままに話している姿を見かけることも多く、日本人とは行動様式が異なると感じるものが少なくない。

日本人の場合は、スリランカ人留学生の指摘するように、「他人に迷惑をかけないように」する姿勢が顕著である。周囲の人がどのように自分のことを見ているかを特に気にし、周囲の人の気持ちや思いを忖度して、自分自身の行動

を律するところが見られる。周囲の人と言ったが別の言葉で表現すれば「世間」というべきものを、日本人は念頭に置いて自らの行動を律することが多い。[5]それに対して、外国人のなかには、家族でも友人でもない赤の他人のことは配慮しない姿勢がみられる場合もある。彼らには社会や家族という概念はあるだろうが、「世間」という概念が欠落しているといえるかもしれない。

このように、留学生のなかには、日本人とは異なる規範意識を有する者も少なくない。仮に例えば「公共の場所で大きな声で話すのはよくない」という規範を教えて守らせようとしても、うまく行かず、中国人留学生が警察を呼ばれたような事態になる恐れもあるだろう。

このように規範意識の異なる留学生に対して、どのように情報倫理教育を行うべきなのだろうか。

3. 留学生に対する情報倫理教育の効果

3.1 アンケートの実施

今回、筆者らは留学生に対する情報倫理教育の効果を次のような方法で確認した。京都府警察が作成した留学生が巻き込まれやすいトラブル事案に関する啓蒙資料であるパンフレット[6]を留学生に読ませ、その内容についての質問アンケートを実施した。当該パンフレットは、不正取得した他人のID・パスワードや、クレジットカード情報を悪用して、オンラインショップに不正アクセスした上で商品を購入し、留学生等にアルバイトと称して「荷受け」をさせ不正に詐取等する事案をマンガで紹介したもので、割の良いアルバイトと思って軽い気持ちで荷受けを行った留学生のもとをある日警察が訪れるという内容である。このパンフレットは、もともとは、日本語で作成されていたが、中国語と英語に翻訳されており、留学生には翻訳ヴァージョンのいずれかを読ませたうえで、アンケートに回答させた。今回対象としたのは、12名の留学生でベトナム人・ネパール人が1名ずつ、その他は中国人である。

アンケートの実施方法であるが、10分程度でパンフレットを読ませた後、3つの間に回答させ、その後、20分程度時間をとり、パンフレットで扱われている事案や、属地主義、法の不知は害する、幫助犯の故意などの事項について解説を行った。

まさか犯罪になるとは思わなかった・・・

・法律そのものを知らなくともよい。(法の不知は害する)

・ただし、犯罪の故意は必要である。(クレジットカード詐欺の幫助犯が成立するためには、故意が必要である。)

→例えば、①アルバイトの依頼者が外国人であるのに、配送物の受取人が日本人(被害者)の氏名となっている場合、②依頼者との間で報酬の約束があり、その報酬が通常の仕事で得られる報酬よりも格段に高い、などの事情があれば、故意が認定される可能性が高い。

3.2 アンケート結果

アンケートでは、①このパンフレットでわかりにくい点はありませんか? ②留学生の家に警察が訪れたのは、なぜですか? ③この行為を悪いことであると思いますか? という3つの間に回答させた。

①の問に対して、わかりにくいと答えた留学生は1名のみで、その他の留学生はわかりにくくはないと回答した。

②の問に対しては、留学生が犯罪をしたからとの回答が6名、留学生が犯罪行為の一部に加担したから(犯罪となるかは保留)との回答が3名、受け取った荷物が不正に購入されたものだったからとの回答が1名、誰かが警察に届け出たからとの回答が1名、「ない」とだけ書かれ意味不明な回答が1名であった。

③の問に対しては、悪いことであるとの回答が8名、悪いことではないとの回答が2名、どちらともいえないとの回答が2名であった。

なお、すべての留学生が母国では同様の事例を聞いたことがないとのことであった。

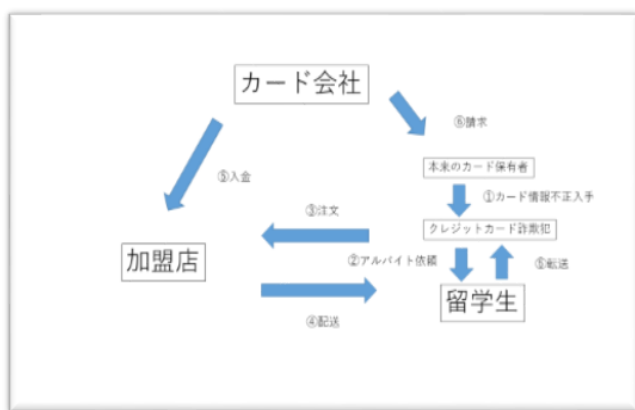
3.3 分析

今回のアンケート結果で、筆者らが注目すべきと考えたのは、1名を除きこのパンフレットについては、わかりにくくはないと言いながら(問①)、パンフレット内容の理解については、②③の回答でわかるように、かなり散らばっている点である。警察としては、問題事案であるがゆえにこのパンフレットを作成配布したのであろうが、③の回答で悪いことではない・どちらでもないという者が5名も存在したことは、警察の意図が十分に伝わったとは言いかねる結果であろう。

なぜこのように回答が散らばったのか、その理由については、そもそもマンガで扱われている事案自体がクレジットカード詐欺の幫助犯が留学生について成立するか微妙なケースであり、しかもパンフレットでは、どのようなケースで幫助犯が成立するのかについて解説が為されていないことにあると考える。パンフレットの目的が「荷受け」アルバイトそのものに注意を促すことにあり、そのような行為が違法であるか否かについては、あえて曖昧なものとし

て作成されている。その結果、こうした「荷受け」が悪いことかとの質問に対して、見解が分かれることになったと考えられる。ありていに述べれば、パンフレットの根底には、「由らしむべし知らしむべからず」[7]との姿勢が存在するように思える。

またアンケートの回答で「悪いことではない」とした留学生のなかに、被害者が存在しないと書いている者がいた反面、「悪いことである」と回答した者のなかには、「荷受け」をした留学生自身がクレジットカード詐欺の主犯であるかのような誤解をした者もいた。アンケート対象となった留学生全員が母国において、同様の事例を聞いたことがない事案である以上、事案全体そのものの解説が必要であったのではないかと考える。特に被害者が誰であることを明示することによって、たとえアルバイト留学生本人が幫助犯とならないケースであっても、倫理的には問題がある行為なのだという意識を強化できるのではないかと考える。



4. 情報倫理教材の国際化

4.1 留学生のための情報倫理教育の留意点

(1) 論理の重視

本稿の2で論じたとおり、規範意識の差異が存在する状況で、留学生に対して倫理教育を行う際に筆者らが重要であると考えるのは、きちんと論理を伝えることである。それは「由らしむべし知らしむべからず」との姿勢の否定である。論理は、文化的差異を超えた普遍性を有する。[8]文化や規範意識に差異があっても、それぞれの文化や規範には根底に論理がある。その論理は、異文化の留学生でも理解可能である。それゆえ、留学生に対しては、例えば法規範であれば、単に規制内容を説明するのではなく、その趣旨にまで遡って説明する姿勢が重要であろう。

(2) 二つの倫理

本稿の3で素材とした警察作成のパンフレットに関して言えば、留学生の荷受けアルバイトについては、①それが違法であるかというレベルと、②仮に違法でなくてもその行為は倫理的に許容されるかというレベルに分けて論じることができる。即ち留学生自身は幫助犯の故意が認定されず、その行為が違法とされなかったとしても、だから

と、かかる荷受けバイトを行うことが倫理的に是認されるわけではない。なぜなら、留学生の荷受けにより、被害を受ける者が現に存在するからである。違法であるか、倫理的に是認されるかは、別の基準として存在し、倫理教育を行う場合には、その二つレベルを分けて論じることが必要である。ともするとこの二つのレベルは混同されたまま論じられることが多い。この点は情報倫理教育を行う上での大きな問題であると筆者らは考える。

例えば、果たしてソフトウェアを無許諾でコピーするという行為自体は非倫理的であると言い切れるのか。この点は議論の余地がある。[9]つまり、立場によっては、ソフトウェアを無許諾でコピーする行為そのものは倫理的に非難されるべきではない(=非倫理的ではない)と考えることもできる。ただ一方で法律に違反することは非倫理的であるとみなされるので、その行為を違法とする法律[10]が存在日本においては、ソフトウェアを無許諾でコピーする行為は、法律違反として非倫理的であるとみなされことになる。

このようにその行為について非倫理的といえるか見解が分かれる場合に、単に法律で違法とされているのだから、してはならないとだけ伝えたとすれば、もともとソフトウェアの無許諾コピーを非倫理的とは思っていない人に対しては、日本ではルールや法律が多すぎると苦情を述べる中国人留学生のように反発しか残らない事になりかねない。

そこで本来は、(1) 法律を離れて、ソフトウェアを無許諾でコピーは非倫理的といえるかを議論し、(2) そのうえで、法律についての説明を行う。その際には、そうした法律が制定された趣旨にまで遡って論理的に説明することが必要であると考えられる。

(3) 文化という視点の重要性

情報倫理教育は、発展し続けるICTとの関係が強いので、他の応用倫理分野と比較しても、ICTの発展により、新たな問題が次から次に生じるとの側面を有する。[11]しかしその一方で、倫理的な判断基準は、素材や状況が如何に変わろうが、大きく変わらない。不易流行[12]という言葉があるが、情報倫理においても、変わり続ける部分と、変わらない部分が存在すると筆者らは考える。ともすると、テクノロジー中心に情報倫理を捉えると流行の側面が強調されることになりがちであるが、変わらない部分について、目を向けることも必要ではないか。筆者らは、留学生への情報倫理教育を実践するなかで、本稿でも述べたとおり、期せずして日本社会特有の規範意識に気づかされる経験をしている。私達が倫理的な判断や意思決定をする際には、知らず知らずのうちに、そうした日本文化特有の規範意識に基づいて判断を行っている。こうした経験に基づいて、筆者らは、情報倫理における不易の部分に教育するために、文化という視点を持つことが重要であると考えられる。

本稿の2で引用したラルフ・リントンの文化の定義を再度みれば、「社会の全生活様式を指す」ものであり、「習得された行動と行動の諸結果との综合体であり、その構成要素が或る一つの社会のメンバーによって分有され伝達されているものである。」翻って考えれば、ある社会における法規範もその他の倫理規範も、当該社会特有の行動・思考様式、即ち文化の特性によって決定づけられる部分が大いと言えらる。日本社会における情報倫理を考える際には、日本社会特有の文化・規範意識の特性を踏まえた上で論じると、より深い議論が可能となるはずである。

今後、ICTの発展に伴い、これまで以上に異文化間の交流が、否が応でも促進するであろう。[13]おそらく情報倫理の課題として、今以上に大きな課題となるのは、異文化コミュニケーションの問題であろう。[14]その意味でも情報倫理教育において文化という視点を導入することは重要である。

4.2 情報倫理教材の国際化の手法

筆者らは、留学生のための情報倫理教育を行うに際して、授業教材の国際化を進めている。現時点では、日本語で作成したPPTコンテンツを英語化している。筆者ら教職員がまず翻訳の原案を作成し、実際受講経験のある日本語と英語に堪能なトム忍足が、確認修正を行う方法で実施している。

その際に留意している点を以下に挙げる。

(1) インターナショナルライゼーション

まず日本語で作成するコンテンツについては次の点を留意している。

①理由・根拠・趣旨といった部分を重視してコンテンツを作成する。これは4.1で述べた論理の重視の実践である。

②日本語特有の表現を避け、主語の省略等はしないようにする。2.2で述べたとおり、外国人にとってわかりにくい日本語表現が存在することを前提に極力、外国語への翻訳がしやすいようにする。なお、本学の場合、留学生の大半を占める中国人については、言うまでもなく漢字の母国の出身なので、日本人以上に漢字は理解するので、むしろ漢字は多用したほうがわかりやすい。

③あるテーマを論じる際に、倫理的視点と法的視点の両側面から論じるようにする。倫理的側面を論じる際には、押しつけにならないように、結論については、学生に考えさせ選ばせるようにする。これは4.1で述べた二つの倫理を踏まえた対策である。

以上述べたような、教材を外国語に翻訳するための前提作業を、インターナショナルライゼーションという。

マイクロソフト社によるインターナショナルライゼーションの定義は「単一言語や背景に左右されない形でコアプログラム、フィーチャーデザイン、コードデザインを開発

し、ソースコードベースが他言語版の開発が容易であるようにシンプルにされているプロセス」である。

コンテンツインターナショナルライゼーションは、開発におけるローカライゼーションを見据えた標準化手法であるこの定義を基に、授業コンテンツも事前にインターナショナルライゼーションを行っておくことで、ローカライズが容易になるのである。

(2) ローカライゼーション

インターナショナルライゼーションを施した日本語コンテンツを、別言語に翻訳していくわけだが、本学の場合は第一外国語としては、日本語よりも英語のほうがより堪能な学生も少ない。また教職員が翻訳する際にも英語以外の言語での困難であるという現実的問題から、まずはコンテンツの英語化を行った。

その際に留意したのは以下の点である。

①授業に日本語と英語で交互に話す方式を採用しており、一枚のスライドに日本語と英語を併記することを前提とした。



②本学において、英語コンテンツで受講する留学生もその大半は、ネイティブの英語話者ではない。そのため、英語化する際にも、わかりやすい翻訳とするため、極力基本的な語彙を使用することとした。

(3) 今後の課題

筆者らは、留学生のための情報倫理教育を行うに際しては、極力、受講生である留学生との授業内外でのコミュニケーションを増やし、そうした際に、どの程度授業内容が理解されているかについても確認するようにしている。授業に関心を持ってくれる留学生はコミュニケーションもしやすいので、理解の度合いがわかるが、そもそも授業に対する興味の度合いが低い学生とは、そうしたコミュニケーションを通じた確認も取りにくいのが実情である。

また現在は、英語化のみしか行っていないが、次には中国語化にチャレンジしたいと考えている。現在、中国人留

学生の大半は日本語で受講しているが、やはり日本語力にも多少のばらつきがあり、日本語能力の関係で、授業内容が十分ではなく、結果的に授業への関心も持てないという悪循環が生じている部分もある。授業コンテンツの多言語化を進めていくなかで、こうした問題も徐々に解決され、本来の授業のテーマである情報倫理の課題についてより深い議論が可能となるであろう。

- [1] 江見圭司他 “留学生のための情報倫理教育—異文化間の規範意識を超えて—” 2017
- [2] (a) ラルフ・リントン 清水幾太郎 (訳) “文化人類学入門” 創元社 1952 P48 (b) Ralph Linton “The Cultural Background of Personality”
- [3] (a) エドワード・サピア ベンジャミン・ウォーフ他 池上嘉彦 (訳) “文化人類学と言語学” 弘文堂 1995 p4 (b) Edward Sapir “Conceptual Categories of Primitive People” 1931
- [4] (a) エドワード・サピア ベンジャミン・ウォーフ他 池上嘉彦 (訳) “文化人類学と言語学” 弘文堂 1995 p2 (b) Edward Sapir “The Status of Linguistics as a Science” 1929
- [5] 阿部 謹也 “「世間」とは何か” 講談社 1995
- [6] リーフレット「なくそう、クレジットカード犯罪」
http://www.pref.kyoto.jp/fukei/anzen/seiki_h/cyber/kouhou.html
- [7] 桑原武夫 “論語” 筑摩書房 1974 p206-207
- [8] 大森荘蔵 “思考と論理” 筑摩書房 2015 p95 - 107 「このように現代の記号論理学が各国語を通じての普遍性があることは言語規則説と矛盾するどころか、反って言語規則説によってその普遍「性が理解できるのではないかと私には思われる。」
- [9] (a) Deborah G. Johnson 水口雅彦・江口聡 (訳) “コンピュータ倫理学” オーム社 2002 p231-237 (b) Deborah G. Johnson “Computer Ethics” 「ソフトウェアのコピーには内在的に不道德な点は存在しない、むしろソフトウェアのコピーの不道德性は、その違法性から派生している。」
- [10] 著作権法 10条1項9号・21条・119条1項
- [11] 加藤尚武 “現代倫理学入門” 講談社 1997 256p
- [12] 松尾芭蕉 “去来抄” 岩波書店 1991 「不易を知らざれば基立がたく、流行を知らざれば風新ならず」
- [13] <http://langrid.org/jp/>
- [14] 池田理知子, エリック・M. クレーマー, “異文化コミュニケーション入門”, 有斐閣, 2000, 261p.